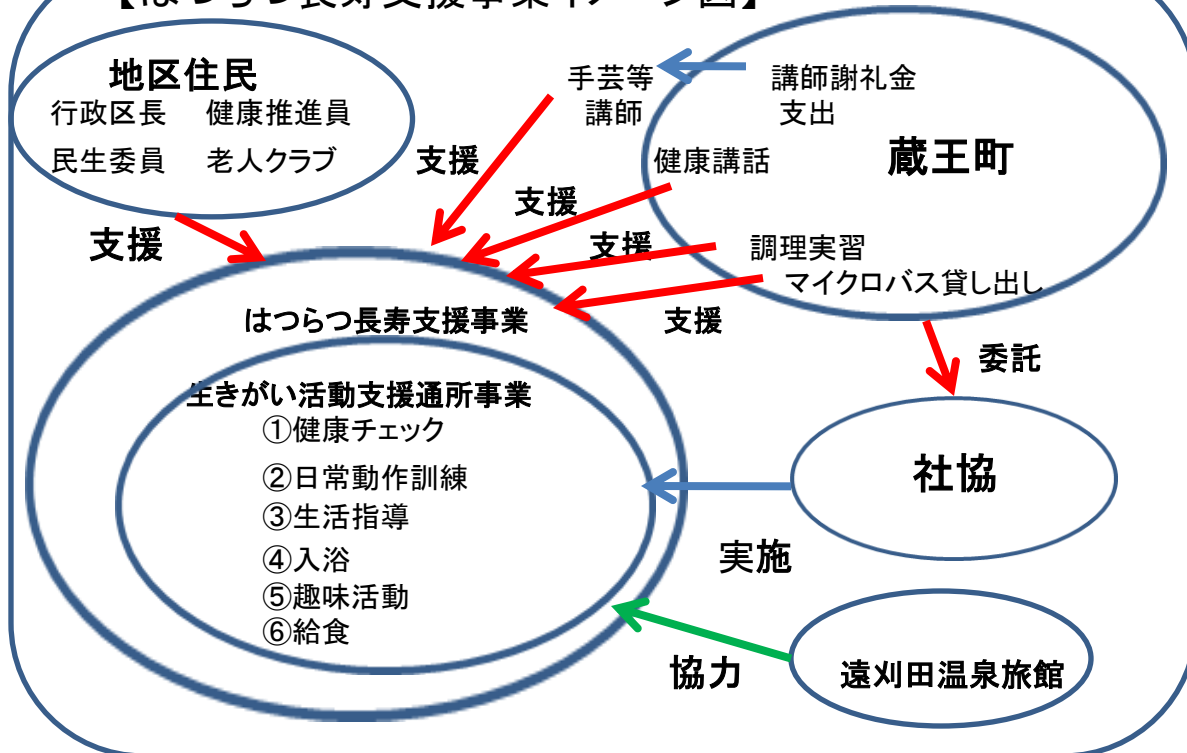


# 蔵王町はつらつ長寿支援事業(宮城県蔵王町)

## 【事業目的】

- ・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が所属する各行政区毎の団体が自主的に事業を展開している。(23行政区中22行政区で実施)
- ・各団体に世話人がおり、世話人が中心となり、年10~12回程度、健康講話、手工芸、生きがい活動支援通所事業(温泉で・い~サービス)を開催。
- ・行政区長や民生委員、老人クラブ会長等がボランティアとして世話人を補佐しており、地区内のネットワークづくりになっている。

## 【はつらつ長寿支援事業イメージ図】



## 地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	蔵王町
②人口（※1）	12,948人（平成25年3月末現在）（ ）
③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上 29.5%（ ） 75歳以上 23.6%
④取組の概要	65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者が所属する町内22地区の団体が、世話人を中心に年間計画を立て、自主的に事業を展開する。
⑤取組の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区に世話人がおり、その方々が中心となり生きがい活動支援通所事業（温泉で・い～サービス）、健康講話、手工芸などの事業を年10～12回程度開催している。</li> <li>行政区長や民生委員、老人クラブ会長等がボランティアとして世話人を補佐しており地区内のネットワークづくりになっている。</li> </ul>
⑥開始年度	平成12年度
⑦取組のこれまでの経緯	介護予防事業のために行政と住民の協働事業として平成12年度に開始した。各行政区が自主で運営してもらう事を目的としたため、行政区代表者等と話し合いを行い、内容を理解していただきながら、初年度は会の開催方法等、町がリードしながら実施し、次年度以降は行政区主導で町がサポートする方法で徐々に町内全行政区に当事業を拡大していった。平成22年度には全て行政区主導となり、町は支援を継続している。また、平成15年度から昼間の温泉旅館の有効活用として生きがい活動支援通所事業を本事業の中に組み入れた。
⑧主な利用者と人数	65歳以上の要介護認定を受けていない方。 各地区登録人数 22行政区合計532人
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	実施主体は各行政区であるが、生きがい活動支援通所事業は年3回程度、町が社会福祉協議会に委託し、実施している。
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	<p>①年1回、各行政区の代表者が集う情報交換会を開催し、各行政区毎の年間計画及び会員名簿等の取りまとめを行う。</p> <p>②健康教育時の町職員派遣、移動研修時の町マイクロバスの貸し出し、手芸等講師謝礼金の支援を行っている。</p> <p>③生きがい活動支援通所事業を社協に委託している。（年70回） * 地域支援事業費としの一環として、5,976千円（平成25年度当初予算）</p>
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	地域支援事業費交付金として、3,171千円
⑫取組の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きがい活動支援通所事業時の参加者を旅館送迎車定員概ね25人に合わせているため、新たに登録したい方がいても登録者数を増やせない。</li> <li>地区によって活動内容にばらつきがある。</li> <li>旅館組合との連携が難しい。</li> <li>介護予防事業としてスタートしたが、スタートしてから時間が経ったためか、お楽しみ会的な事業になっている。</li> </ul>
⑬今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的等再検討し、行政と住民が協働して介護予防に取り組むことができるようにする。</li> </ul>
⑭その他	

⑮担当部署及び連絡先	蔵王町保健福祉課地域包括支援センター係 TEL: 0224-33-2003
------------	--

- ※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を( )内に記載してください。
- ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

# 地域ケア会議の取り組み（宮城県蔵王町）

- ・地域ケア会議は、個別ケア会議を中心に、ケアマネジャー、民生委員等からの課題提言から、随時実施している。
- ・スーパーバイザーからの助言をもらいながら、支援策を検討している。

## 【24年度の個別ケース支援の取り組み状況】

- ・個別ケース支援の検討会として、1回開催。
  - ①介護支援専門員、民生委員、近隣住民、建設課から、地域包括支援センターに相談があり、ケアマネジメント支援として地域ケア会議を開催することになる。
  - ②担当介護支援専門員が中心となり、資料を作成し、スーパーバイザーの助言の下、会議を開催し、その後は、担当介護支援専門員を中心に、関係機関との連携をしながら、支援を継続していった。

## 【今後の課題】

- ①一人暮らしの高齢者への支援方法、体制についての検討が必要。
- ②住み慣れたところで生活が継続できるための健康づくり支援体制。  
(介護予防、健康増進事業等の充実)

## 蔵王町生きがい活動支援通所事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家に閉じこもりがちな高齢者に対して日常動作訓練、趣味活動、健康づくり事業及び温泉入浴、仲間との交流等の各種サービスの提供を通して、日常生活に対する支援及び指導を行い、要介護状態への進行を予防し健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援することを目的とする。

### (事業主体)

第2条 この事業の実施主体は蔵王町とする。ただし、事業の全部又は一部を町長が適当と認める社会福祉法人又は民間事業者（以下「事業所等」という。）に委託することができる。

### (利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、在宅で概ね65歳以上かつ介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定で「非該当」と判定を受けた者若しくはそれと同程度の者とする。

### (事業内容)

第4条 この事業により提供する内容は、次の各号に掲げるものとし、生きがい活動援助員として看護師等を派遣し支援及び指導を行うと共に、必要に応じ他の援助者を活用するものとする。

- (1) 健康チェック
- (2) 日常動作訓練
- (3) 生活指導
- (4) 入浴
- (5) 趣味活動
- (6) 給食
- (7) その他町長が必要と認めたこと

### (利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、生きがい活動支援通所事業申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、申請書を受理したときは、その適否を審査し第3条に該当する者については生きがい活動支援通所事業利用者登録台帳に登録するものとする。

(利用者の決定等)

第6条 町長は、前条の規定により申請書を受理し利用の可否を決定したとき又は利用を中止するときは、生きがい活動支援通所事業利用決定(却下・中止)通知書(様式第2号)により、利用者に通知するものとする。

(利用上の欠格事項)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請の却下又は登録の取り消しをすることができるものとする。

- (1) 感染症の疾患があると認められるとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により登録の決定を受けたとき
- (3) 医師より事業の利用が不可能と判断されたとき
- (4) その他町長が利用不相当と認めたとき

(利用日の決定)

第8条 事業所等は、利用日を指定したときは利用者に通知しなければならない。

また、利用日を変更した場合も同様とする。

(利用定員及び回数)

第9条 この事業の利用者の定員は、概ね1日当たり25人とする。

2 利用できる回数は、一人当たり概ね月1回程度とする。ただし、町長が特に認めたときはその限りでない。

(利用日及び利用時間)

第10条 この事業の利用日は、次の各号に定める日として、概ね午前10時から午後3時までとする。

- (1) 毎週水曜日及び木曜日
- (2) 町長が特に認めた日

(委託費)

第11条 町長は、委託契約に定めるところにより、この事業の委託に係る費用を事業所等に支払わなければならない。

(支援計画及び実績報告)

第12条 事業所等は、年1回利用者に対する支援計画を策定するとともに、翌月の10日まで利用状況を町長に報告しなければならない。

2 事業所等は、年1回事業終了後速やかに事業実績報告書を町長に提出しなければならない。

(費用負担)

第13条 利用者は、利用料として1日当たり800円を負担しなければならない。

2 利用者は、前項に規定された負担額を利用日当日事業所等に納入しなければならない。

3 利用者の世帯が、生活保護法による被保護世帯である場合は、第1項の規定にかかわらず費用の一部を免除することができる。

4 第4条に規定する趣味活動等に要する原材料の実費は、利用者の負担とする。

(簿冊等の整備)

第14条 事業所等は、この事業を行うため次の各号に掲げる帳簿等を備え、整備しなければならない。

(1) 生きがい活動支援通所事業利用者登録台帳

(2) 業務日誌

(3) 事業計画書(兼実績報告書)

(4) 経理簿

(5) その他関係諸帳簿

(経理)

第15条 事業所等は、この事業に係る経理を他の事業と明確に区分し、執行しなければならない。

(調査)

第16条 町長は、この事業の適正な実施を図るため、事業所等が行う業務の内容を調査し、又は事業所等に報告を求める等必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関との連絡)

第17条 この事業を行うにあたっては、関係機関及び民生委員等と連絡を密にし

なければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。